

## 「本格的な憲法改正議論を国会に求める意見書（自民党提出）」に対する反対討論

平成 29 年熊本県議会 9 月議会 2017 年 10 月 3 日 日本共産党 山本伸裕

日本共産党の山本のびひろです。議員提出議案第 3 号、本格的な憲法改正論議を国会に求める意見書に対する反対討論を行ないます。

本意見書案が提出された後に、突如、衆議院の解散総選挙が行なわれることとなりました。憲法改正問題が総選挙の争点の一つとして報道され、改憲派、護憲派が主張を戦わせ、世論も分かれています。もちろん、本意見書案が提出された時点においてはこのような解散総選挙という事態は予想もされておられなかったものと思いますけれども、しかし提出された意見書案の内容そのものがまさに総選挙の熱い争点となっている現段階において、このような意見書の採択が果たして適切でありましょうか。しかも、もしも党派としては自民党だけしか賛成しないという状況の下で、賛成多数で採択されるということになれば、議席の数の多数で議会決議というお墨付きを獲得するという、ますます党略的な印象を与える結果にならざるを得ないのではないのでしょうか。これからまさに総選挙で議論が交わされるわけであり、堂々と改憲政党も、護憲政党も、その主張を国民の前に示して、信を問うべきであり、議会を政争の具に利用するやり方は適切ではないと私は考えます。

ただ意見書案が現にこうして提出され、賛否の態度表明が問われているわけですから、憲法改定に関する私の意見を申し上げます。現行憲法は戦後一度も変更されていない、これはおかしい、時代に合わせて変えられるようにすべきだという議論がありますが、現行憲法のどこが時代に合わなくて、国民の利益を損ねるどんな具体的矛盾が現れているのでしょうか。長い年月が経過しても国民にとっていいものであればそれはいつまでも残していいものであり、変える必要はないわけであり、そもそも憲法は国のあり方を示す普遍性を持った性質のものであります。現行憲法は国家権力の暴走を止めるための立憲主義、国民主権、基本的人権の尊重、恒久平和主義、地方自治などいずれも世界に先駆けた卓越した内容、理念がこめられています。こうした卓越した理念を掲げ、成立した日本国憲法を私は国民の一人と

して心から誇りに感じるし、またこの憲法が70年もの長きにわたり、日本国民の努力によって守り抜かれてきたことに対しても、先達への心からの敬意を表したいと思います。現行憲法によって日々私たちの人権や平和が守られていることに感謝し、後世の子ども達に残すべき宝として大切に守っていきたいと考えています。

さて、憲法改正がなぜ必要なのか、様々な動機付けが行なわれていますが、結局の本質、最大の争点は9条と自衛隊の関係であります。もともと歴代の自民党政府は、自衛隊は憲法違反ではないと説明してこられました。それは自衛隊というのはわが国自衛のための必要最小限度の実力組織であって戦力には当たらないからだ、との説明であります。戦力ではないという制約によって、したがって自衛隊は第一に、海外派兵は行なわない、第二に、集団的自衛権の行使は認められない、第三に、武力行使を目的にした国連軍への参加はしないという立場を歴代政府は貫いてきました。自衛隊は憲法違反の組織ではないということならば、憲法を変える必要はまったくありませんし、自衛隊の皆さんになにか肩身の狭い思いをさせるようなことにはなりません。例えば実際のところ、この熊本でも、熊本地震からの復興支援、被災者救済のためにがんばった自衛隊の皆さんに対し、誰もが感謝と敬意の気持ちを抱きこそすれ、あなた方は憲法違反の存在だなどと悪罵を投げつけるような方は誰もおられないと思います。

ところが、自衛隊が憲法違反ではないという証として堅持されてきたはずの三つの大原則に大きな風穴をあけたのが、一昨年の安保法制でありました。集団的自衛権行使は憲法違反ではないとする閣議決定とともに、自衛隊の海外での武力行使を可能にした安保法制は、これまでの政府見解からすれば、明らかに憲法違反であることは、誰が見ても明瞭であります。安倍首相は、首相インタビューでこうおっしゃっています。自衛隊を違憲とする議論がいまなお存在している。そこで自衛隊の存在を憲法上にしっかりと位置づけ、自衛隊が違憲かもしれないなどの議論が生まれる余地をなくすべきである、と。しかしこの論理にはごまかしがあります。もともと憲法違反ではないと説明してきた自衛隊に、憲法違反の任務を与えたのが安倍政権ではありませんか。そうしたことを強行しておいて、憲法が現状に合わなくなったから憲法を現状に合わせて変えますというのは、憲法違反の任務を無理やり合憲化させるというやり方にほかなりません。ルール違反を犯しておいて、ルールがおかしいからルールを変えましょうという理屈は一般社会でも通用しま

せん。まず決められたルールをしっかり守りましょうということを大人社会の常識にしなければ、子ども達にも示しが見つからないではありませんか。

私は、熊本地震の復興のためにがんばった自衛隊の皆さんに対し、憲法違反の任務を付与し、殺し殺される戦場に送り出すようなことは絶対に許してはならないと言うことを強く訴えるものであります。

憲法 9 条は、現実にあわない時代遅れのものであるどころか、むしろ世界に希望を照らす指針としてますます輝いています。世界には残念ながらいまなお各地で様々な紛争、衝突が発生しています。北朝鮮による核実験や弾道ミサイル発射という無法行為が平和を脅かしています。このような状況の中で、今本当に考えなければならないことは、万が一にでも正面からの武力衝突、戦争勃発という事態になれば、おびただしい犠牲が生じてしまうということであります。北朝鮮問題に関して、アメリカが提唱し採択された国連決議では、北朝鮮に対する強い非難や経済制裁の強化が強調されていることは当然であります。実はそれだけでなく、北朝鮮人民が直面している深刻な窮乏化に関する人道上の懸念、6 か国協議の再開、対話を通じた平和的かつ包括的な解決、緊張を緩和する更なる作業、平和的な方法による朝鮮半島の非核化達成ということもこの国連決議の中にしっかりと強調されているのであります。対話を否定するやり方では物事は解決しません。軍事的衝突が生じれば取り返しのつかない犠牲が生じてしまいます。対話による平和的解決をはからなければならないということが国際社会の中でも共通の問題意識となる中で、まさに憲法 9 条を持つ日本政府が果たすべき役割はこれまでよりもいっそう大きなものがあるのではないのでしょうか。

私は、いまこそ日本国憲法が掲げる高い理想理念に基づいて日本政府が世界に誇れる平和的イニシアチブを発揮されることをつよ願います。憲法改正の議論を促進する必要性は、まったく存在しないということを強調するものであります。

以上のような立場から本意見書案に反対することを表明して討論を終わります。